

三重県農業共済組合インターンシップ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県農業共済組合（以下「組合」という。）が大学院、大学、短期大学に在籍する学生（以下「研修生」という。）を対象として実施するインターンシップ（以下「研修」という。）に関する基本的な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 組合は、学生の職業意識向上のための就業体験機会を提供するとともに、組合の業務内容を理解させ、社会人としての責任感や自立心を醸成することを目的として、研修生を受け入れるものとする。

(研修生の受入手続き)

第3条 研修生は、組合に対して別紙の三重県農業共済組合インターンシップ受入申込書（様式第1号）により研修の申込みを行うものとする。

2 組合は、業務に支障がないことに留意して研修生の受け入れを決定するものとし、三重県農業共済組合インターンシップ受入の承諾（不承諾）通知を研修生へ送付する。

(研修生の身分)

第4条 研修生は三重県農業共済組合の職員としての身分を保有せず、学生の身分を有したまま受け入れるものとする。

(研修期間、研修時間、研修内容)

第5条 本実施要領の対象となる研修期間、研修時間及び研修内容は、別に定めるインターンシップカリキュラムによるものとする。

(報酬等)

第6条 研修生の報酬及び旅費、食費、災害保険等の経費については、支給しない。

(研修中の事故等)

第7条 研修生は、研修中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、研修中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 研修生が故意又は過失により、組合又は第三者に損害を与えた場合は、研修生は、組合又は第三者に対して責任を負うものとする。

(服務)

- 第8条 研修生は、研修期間中、組合の職員が遵守すべき法令及び規則等を遵守するとともに、組合の職員の指導、監督及び指示に従い、研修に専念しなければならない。
- 2 研修生は、組合の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
 - 3 研修生は、研修中に知り得た個人情報等（公開されているものを除く。）を研修中及び研修後も漏らしてはならない。
 - 4 研修生は、事前に組合との間で遵守事項等を定めた誓約書（様式第2号）を取り交わすものとする。
 - 5 組合は、研修生が前4項の規定に反する行為を行ったとき、研修を継続することにより業務に支障が生じる場合又はその他当該研修目的を達成することが困難であると認めた場合は、研修期間終了前であっても、研修を中止することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和4年7月11日から施行する。